

事業概要書

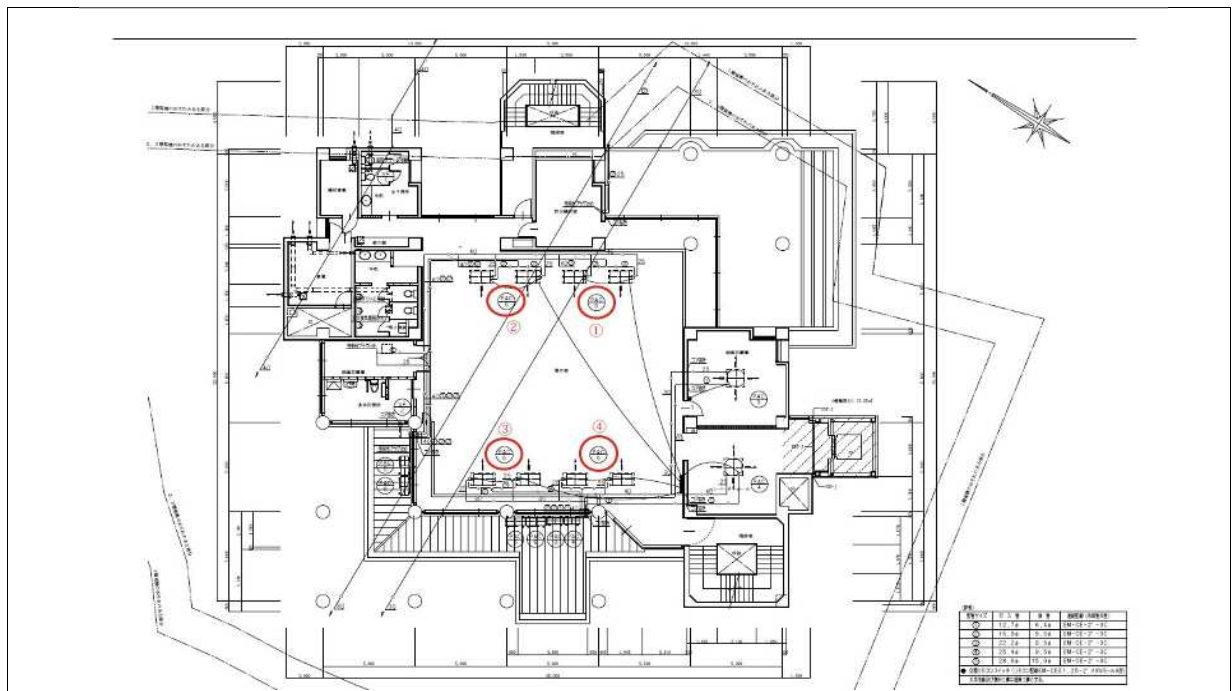
予算科目	款	2	項	1	目	10	中事業名	美術ギャラリー管理運営費
事業名等	美術ギャラリー管理運営費(施設修繕料)							予算計上額 1,282 千円
概要	絵かきの町・大王 美術ギャラリー(大王支所併設) 2階展示室及び3階 平賀亀祐記念館の空調設備が故障したため、修繕を行う。 2階展示室の空調設備5台のうち4台が8月末ごろからスイッチを入れると稼働するがエラー発生にて止まってしまう不具合が発生した。 3階平賀亀祐記念館の空調設備2台のうち1台は3月から稼働出来ない状態であり、稼働できる機器でフル回転していたが、2階の空調設備も不具合が発生し、冬場の温度・湿度管理が厳しい状態となったため、併せて修繕を行いたい。 【修繕内容】 ○需用費(施設修繕料) 2階 展示室 空調設備修繕(ファン交換・熱交換基盤交換・室外機等交換 等) 924千円 3階 平賀亀祐記念館 空調設備修繕(室外機交換) 358千円							
目的	空調設備の修繕を実施することにより、温度・湿度管理を安定化させ、展示作品の状態を保つこと並びに来館者が快適に作品鑑賞に集中できる環境を確保することを目的とする。							
必要性	絵かきの町・大王 美術ギャラリー(大王支所併設)は、貴重な作品を収蔵・展示する市の重要な文化施設の一つであり、温度・湿度管理を安定化させ、展示作品の状態を保つこと並びに来館者に快適な空間を提供する上で空調設備の修繕は必要である。							
計画	令和7年12月 発注(予定) 令和8年 1月 完成(予定)							
実施期間	令和7年12月～令和8年1月							
効果	修繕を行うことにより、温度・湿度管理を安定化させ、展示作品の状態を保つこと並びに来館者が快適に作品鑑賞に集中できる環境確保が期待できる。							
SDGs 関連項目	4 質の高い教育をみんなに 11 住み続けられるまちづくりを 17 パートナーシップで目標を達成しよう							

事業概要書補足資料

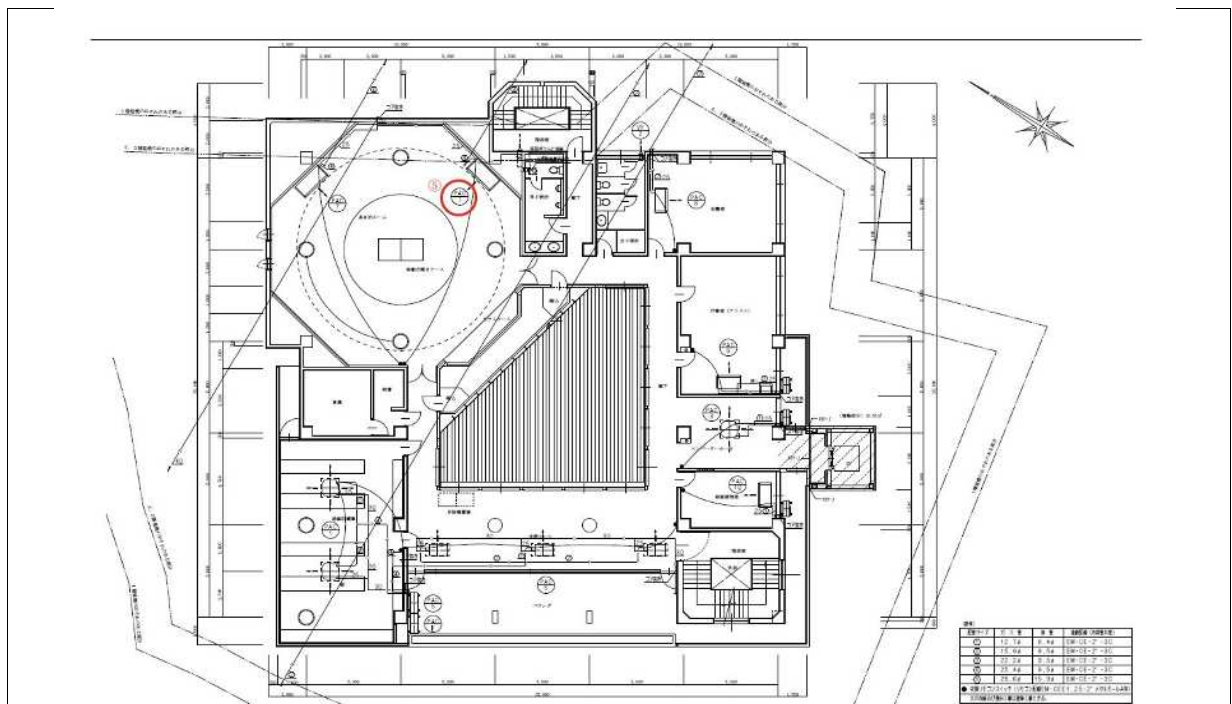
施設名称 : 絵かきの町・大王 美術ギャラリー（大王支所併設）

所在地 : 志摩市大王町波切3234番地2

〔位置図〕 2階 展示室



〔位置図〕 3階 平賀亀祐記念館



[現況写真] ①



[現況写真] ②



[現況写真] ③



[現況写真] ④



[現況写真] ⑤



事業概要書

予算科目	款	3	項	1	目	5	中事業名	地域生活支援事業	
事業名等	基幹相談支援センター事業							限度額 (債務負担行為補正)	39,003 千円 (R7 - 千円 R8 39,003 千円)
概要	【事業概要】 障害者総合支援法に基づき下記事業を実施する。 ※市内指定特定相談支援事業所へ委託 ■基幹相談支援センター機能強化事業 障がい者相談支援体制の強化を図るため、基幹相談支援センターの機能強化、相談支援専門員の資質向上等を支援する。 ■障害者相談支援事業 障がいのある方やその家族が抱える様々な悩み、困りごとに対して、相談支援専門員が相談に応じ、必要な情報提供や助言、福祉サービスの利用支援等を行う。 【事業費内訳】 基幹相談支援センター機能強化事業 15,979千円 障害者相談支援事業 23,024千円								
目的	<u>基幹相談支援センター機能強化事業</u> 基幹相談支援センターが、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援事業者等の後方支援、地域自立支援協議会の推進等を総合的に行うことで、障がいのある方が地域で安心して暮らせる「地域づくり」を目的とする。 <u>障害者相談支援事業</u> 障がい者の抱える問題は、多様化、複雑化しており、専門的な知識や技術を持った相談支援専門員による支援が求められている。福祉サービスを必要とする方を適切な関係機関につなげ、継続的な支援に結び付けていくことを目的とする。								
必要性	<u>基幹相談支援センター機能強化事業</u> 地域の障がい者相談支援に従事する者に対する相談や必要な助言・指導、また地域自立支援協議会の運営を通じ、障がい福祉事業所など関係機関の支援者を育成するために必要である。 <u>障害者相談支援事業</u> 家族の対人関係、虐待、権利侵害、差別等、様々な問題をしっかり受け止め、高齢者や子どもなど分野別の専門相談が必要なケースについては、適切な支援機関に結びつけていくなど、障がいのある方やその家族が、きめ細やかな支援を受けるために必要である。								
計画	令和8年3月上旬 委託契約締結 令和8年4月1日～ 事業開始								
実施期間	令和7年度～令和8年度								
効果	・障がい者が地域で安心して生活できる質の高い相談支援体制の構築 ・関係機関との連携強化による地域全体で障がい者を支える体制の構築 ・障がい者のニーズに合わせた適切なサービス提供の促進								
SDGs 関連項目	3 すべての人に健康と福祉を 17 パートナリーシップで目標を達成しよう								

令和8年度の障がい者相談支援体制図（案）

<第3層>

地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発など

- 総合的・専門的な相談の実施
- 地域の相談支援体制強化の取組
- 地域の相談事業者への専門的な指導助言、人材育成
- 権利擁護・虐待の防止 等

<第2層>

一般的な相談支援

- 福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）
- 社会資源を活用するための支援
- 権利擁護のための必要な援助
- 専門機関の紹介 等

<第1層>

基本相談支援を基盤とした計画相談支援

- 基本相談支援
- 計画相談支援等

基幹相談支援センター 場所：サンライフあご2階

基幹の中核的な役割

常勤専従1名・
兼務2名以上

障害者相談支援事業

常勤兼務3名以上

【主に浜島・阿児・磯部地区担当】

障害者相談支援事業

常勤専従1名 または
常勤兼務2名以上

【主に大王・志摩地区担当】

計画相談

A

計画相談

B

計画相談

C

計画相談

D

計画相談

E

事業概要書

予算科目	款	6	項	1	目	3	中事業名	地域活性化起業人交流プログラム事業		
事業名等	地域活性化起業人交流プログラム事業 (報償金・費用弁償)							予算計上額	514	千円
概要	【事業概要】 シニア型地域活性化起業人制度を活用し、三大都市圏に所在する民間企業等を退職した個人を一定期間(6月以上3年以内)受け入れ、志摩市特有の魅力や価値の向上につながる観光誘客などについて、そのノウハウや、知見・ネットワークを活かして取り組み、地域課題の解決を図る。 【事業費内訳】 報償金 240千円 ・20,000円/日×4日/月×3カ月＝240,000円 費用弁償 274千円 ・9,220円/日×4日/月×3カ月＝110,640円 ・関東(交通費33,000円＋宿泊費19,000円＋宿泊手当2,400円)×3回＝163,200円 ○財政措置《特別交付税措置》 シニア型地域活性化起業人受入の期間中に要する一般財源で支出した経費のうち、報償金等及び旅費において、各1,000千円を上限とし、特別交付税により措置される。									
目的	シニア型地域活性化起業人制度を活用し、そのノウハウや知見、ネットワークに加え、外部からの視点、民間での経営経験を観光誘客などに活かすことで、効果的に地域課題を解決することを目的とする。									
必要性	志摩市の観光振興を進めるうえでは、地域内の取組だけでなく、外部の視点や実務経験を取り入れることが重要である。シニア型地域活性化起業人制度の活用により、豊富な知見や経験、人脈を持つ人材を受け入れることで、観光誘客の新たな展開や地域資源の活用促進など、課題解決に向けた効果的な取組が期待できる。									
計画	令和8年1月 シニア型地域活性化起業人受入									
実施期間	令和8年1月から令和8年3月末日まで									
効果	・民間企業で培った専門知識、業務経験、人脈、ノウハウの活用 ・外部の視点、民間経営感覚・スピート感覚による取組の効果的かつ効率的な展開									
SDGs 関連項目	8 働きがいも経済成長も 11 住み続けられるまちづくりを 17 パートナーシップで目標を達成しよう									